

- 2000年度京都府予算案についての、日本共産党京都府会議員団の談話をご紹介します。

## 2000年度京都府予算案について〔談話〕

2000年2月

日本共産党京都府会議員団

団長 西山 秀尚

一、2月21日から京都府議会2月定例会が開会された。この定例会には、来年度予算案および、地方分権関連の条例制定・改正などが提案され、審議がはじめられているところである。

わが党議員団は、「財政が厳しい」もとでも、長引く不況で深刻になっている府民の営業と暮らしを守るとともに、実施を目前に控えた介護保険への対策、子育てや環境保全など、府民の願いに応えた予算となるよう全力をあげるものである。

また、国と京都府の経済政策の失敗から税収が大幅に落ち込み、府債（借金）残高が1兆円を超えるもとで、地方自治の精神を生かした財政の立て直しをはかるため、積極的な提案も行い、本会議での討論をはじめ、予算委員会で徹底した審議に力を尽くすものである。

一、今度の予算案については、「43年ぶりの『超緊縮型』」とマスコミも報道したとおり、国の予算や「地方財政計画」の伸び率よりも低く、前年度比0.4%増の予算となっており、しかも、借金に頼っての「やりくり」予算となっている。

来年度の府債の発行は、774億円で、借金残高はついに1兆円を超え、府民1人あたり40万4000円で、マスコミも「驚くべき数字」（京都新聞2月15日）となっっている。また、「医大および付属病院特別会計」などの特別会計を含めると借金残高は1兆1538億円にもなる。

知事は、本会議答弁で「不況対策や介護保険対策など府民に配慮した。財政立直しへの第一歩が着実に踏み出せた」（2月24日）と述べたが、「財政危機」の原因である「借金に頼って大型公共事業」をすすめてきたことには、まったく無反省で、府民と職員に犠牲を押し付けるもので、府財政をより困難にするものである。

わが党議員団はすでに昨年九月に「『財政危機』を口実にした、府民と職員への犠牲押し付けをやめ、地方自治の精神を発揮して、府民の暮らしと財政の立直しを」との見解を明らかにし、「京都府財政の立直しをめぐる二つの道」を示した。

今回の予算案は、その際指摘した、「地方自治の精神を發揮し、今日の財政危機の根本問題にしっかりメスを入れ、自治体本来の役割である住民の暮らし、福祉を充実させる方向」に背を向けるものとなっている。

一、予算案では、借金を返済するための公債費は、738億円で、公債費比率は13.6%となった。しかも、元金の返済は406億円で、利子払いが322億円、1日1億円近くもなっている。

しかも、府債の発行は、これまでの経過を見れば、政府の景気対策に便乗して、年度途中で膨らませつづけ、98年度で、当初の786億円が、年度末で1500億円にもなり、99年度も769億円が、現在1064億円へと増やされている。来年度も、さらに借金が増やされる可能性はきわめて大きい。

こうした借金漬けのやり方は、今後に多大な負担を府民に押し付けるものであり、財政の硬直化の要因となっているのである。

また、知事は「有利な起債を使っており、政府が交付税措置してくれる」とのんきなことをいっているが、いま国と地方の借金が645兆円にもなり、景気回復による税収増だけではまかなえず、消費税の大増税など、府民・国民に大変な負担を負わせることになることは明らかである。

いま財政の立直しのためには、なによりも、この借金体質の改善がはからなければならないのに、今度の予算案でも、市内高速道路建設（起債10億8000万円）や舞鶴・和田埠頭建設（起債10億円）、学研建設（起債2億4000万円）木津川右岸運動公園（起債二億3500万円）、丹後リゾート関連（起債43億5000万円）など大型開発事業関係は、ほとんどを借金にたよって引き続き事業を進めようというのである。知事は「一般財源の持ち出しはわずかだ」と居直ったが、このことが府民へ負担を増やすことは一顧だにしていないのである。

知事が、まじめに財政の立直しをすすめるのなら、こうした大型開発計画は、すくなくとも財政立直しまでいったん凍結すべきで、それだけでも65億円近く借金を押さえることができるのである。

さらに、今度の予算では、「投資的経費の重点化」で公共事業費を118億円削減したとしているが、その内容は、一般の公共事業は前年度比98%で、住民の身近な道路や河川の改修に充てる枠的単独事業は70%に削減されている。しかも枠的単独事業は昨年50億円削減し、その分を債務負担行為で先食いしており、今年度は実質65%になる。このことは、住民の身近な道路や河川整備が遅らされるだけでなく、土木部理事者も言うように「中小建設業者の仕事に影響」を与えるものである。大手ゼネコンの仕事確保につながる大型公共事業は借金を増やしてでも確保しながら、不況に苦しむ中小建設業者の仕事は大幅に削るもので、不況対策に背を向けるものである。

一、財政の厳しさの要因に府税収入の落ち込みがあるが、これは、政府の景気対策の失敗、国の「恒久減税」による減収にある。当然、国が地方交付税法にもとづき制度の改正、または交付税率の引き上げを行い、必要な交付税の総額を地方に保障すべきものである。ところ

が政府はこうしたまともな対策を取らず、財源対策債や、自治体にその半分を負担させる交付税特別会計の借入金でまかなわせている。国から140億円の財源確保を行ったとしているが、府の借金である減収補てん債が120億円で、交付税の改善措置は僅か二十億円となっている。

知事は、交付税率の引き上げなど本来の対策を政府に求めるのではなく、もっぱら「安定した財源確保」として中小企業と府民の営業と暮らしに大打撃を与える「外形標準課税の導入」や「消費税の引き上げ」を求めている。これでは、財政の立直しどころか、京都経済のいっそうの困難をもたらすものとはかならない。

一、予算案は、府職員、教職員、警察官3万3000人の定期昇給ストップと教員、府職員の260人削減などで、人件費を71億円削減し、さらにこれを担保にした「財政健全化債」百億円で、予算をやりくりしたものとなっている。府職労と京教組は、この定期昇給のストップについては、労働組合として「府民への犠牲の押し付けを最小限に食い止めるため、やむをえない」との態度を取った。これは「全体の奉仕者」の立場にたつ自治体・教育労働者の役割を發揮したものである。

知事は、この職員の思いをうけて捻出された財源を府民の暮らしを守る施策に全面的に充てることが求められている。

一、予算案は、財政の立直しと地方自治の確立のにとって必要な対策や、財政危機をまねいた要因には、まともな対策を打たずに、府民には多大な犠牲を押し付けるものとなっている。

その最大の問題は、介護保険の開始を口実に「介護激励金」6億7000万円余を廃止したことである。介護保険が始まり、在宅サービスが一定前進したとしても、家族介護を行っている家庭の苦労は引き続き残ることは明らかである。また、国の「介護慰労金」の支給は、介護度4～5の要介護者で、介護保険給付を受けないことが条件であり、2001年度からしか支給されないものである。だからこそ、多くの都道府県が今年度は「激変緩和措置」や継続を検討しているときに、ばつさりと廃止を決めたのは、京都など僅か6府県だけである。

また、私学振興補助金は、昨年、所得制限を導入し、2億4000万円減額したのに続き、今年は国の単価改定が行われても改定しないことで、実質的に3億1000万円削減するものである。長引く不況の中、父母の負担が大変になり、少子化の原因となっている教育費の負担の軽減を求める父母と学校関係者の願いを踏みにじるものである。

このほか、不況に苦しむ商店街振興対策予算を削減を続け、一昨年に比べ1億1000万円以上の減、北部地域企業振興対策（中小企業振興対策、緊急不況対策・活性化促進）で3500万円、丹後地域観光対策費など、いま強めなければならない不況対策を削減している。

また、結核対策やガン予防対策、予防接種支援なども削減し、住民の命と健康を守るといふ、地方自治体のもっとも重要な役割をも後退させている。

さらに、市町村自治振興補助金（98年から3億円減）、消防団員等激励金（単価の切下

げ2000万円減)、地方バス路線維持対策事業(98年から7400万円減)なども大幅に削減し、困難な中、地域を守るために努力している市町村や関係者の願いに背を向けるものとなっている。

一、「財政危機」を口実に、府民に多大な犠牲を押し付ける「聖域なし」の「事務事業の見直し」をすすめながら、同和関連事業では、若干の削減はされたが、同和加配教員を含めれば依然として50億円を超える予算となっている。他府県にない奨学金返済免除措置に1億9000万円、補習学級開設事業1300万円、たった一人の子供会にも40万円支給する子供会補助2200万円など、継続している。

さらに、「世紀をむすんでひらく展覧会」をはじめ2000年ミレニアム記念事業やイベント予算が組まれている。これらについても、財政状況や府民の暮らしから見て、十分な検討が必要である。

一、このような地方自治の精神をなげすめたような予算案にあっても、府民の声をすべて無視することはできない。

今度の予算案で、多くの府民の願いは切り捨てながらも、運動と世論が大きく広がってきたところでは、府民要求の一定前進をからとっている。中山間地での党派を超えた関係者の運動で有害鳥獣対策予算(日本シカ適正管理事業含む)が2600万円増額、中小建設業者への仕事確保の声に押されここ数年減らされてきた校舎等小規模改修予算が1億3400万円増額、府営住宅の既設住宅改善事業で三億円余増額、さらに向ヶ丘療育園の改築とあわせ「子ども発達支援センター」の建設、10人以上20人未満の小規模学童保育所への助成措置などを実現した。

このように、住民の運動と世論で、「財政危機」を口実にした府民への犠牲の押し付けを許さず、地方自治体としてあたりまえの行政を行わせることはできることを示している。

わが党議員団は、今後も広範な府民のみなさん、そして府職員、教職員のみなさんとも知恵と力を合わせ、財政危機を口実にした犠牲の押し付けを許さず、「地方自治の精神を發揮して、府民の暮らしと財政の立直し」をはかるため、全力をあげるものである。

● 荘司泰男議員のおこなった一般質問の概要をご紹介します。

## **荘司泰男** (日本共産党、右京区) 2000、2、28

### **大企業の異常なリストラ・人減らしから、労働者の雇用と権利、中小・下請け企業をまもる府政への転換を**

【荘司】 まず最初に現在府下で進められている大企業のリストラや、工場の移転、閉鎖

などの計画によって危機に立たされている労働者の生活と権利を守るための本府の取り組みについてお尋ねします。

## 相次ぐ京都での大企業のリストラ計画とその深刻な影響

昨年突然打ち出された日産車体宇治工場の閉鎖計画は地域経済に重大な影響をもたらし、ここで働く労働者、更には下請け企業、協力工場に働く人々と、その家族を含めた多くの人々の生活を脅かすという、大きな不安を引き起こしています。日産自動車のリストラ計画は全体で2万1千人の人員削減をすとしていますが、一方的に労働者に犠牲を押し付けるもので、企業の目先の利益確保のためだけの経営戦略であること、ルールなき資本主義を地で行く横暴な計画であることなど実態が次第に明白になっています。

いま全国的にも、NTTの2万人、三菱自動車の1万人、大銀行の統合による人員削減など、これまでに例を見ない大規模なリストラ、人員削減計画が次々と伝えられ実施されています。

わたしの身近なところを見ましても、島津五条工場の閉鎖、日新電機の人員削減、三菱自動車の工場縮小と人員削減などが目白押しに計画実施されるもとで、数百を数えるこれらの下請け企業の労働者も含め、リストラと解雇によって離職する労働者は多数に上ることが予想される深刻な事態となっています。

問題はこういった計画を大企業が一方的に打ち出し、雇用を守るという社会的責任を投げ捨てていることであります。

例えば、かつて私自身も働いていた三菱重工、三菱自工でも、いま労働者は一方的な会社のリストラ攻撃にさらされています。これまで景気の良いときも悪いときもひたすら会社のためにと働いて来た労働者が、一方的に合理化案を押し付けられ、高齢者を抱えたり、子弟の教育問題、住宅事情など個々に異なる家庭の問題を抱える労働者に対して、家庭の事情などは一切考慮しない、会社の方針に従えない者は自己都合でやめよと言わんばかりの態度で望んでいます。これはいまリストラや工場閉鎖に直面している全ての企業の労働者共通の問題であります。

従来本府は、労使間の問題は労使間で話し合われるべきなどとして労働問題については傍観的態度に終始して来ました。しかし今日の状況は日産車体の問題でも明らかのように、地域社会、地域経済を根底から揺さぶる大きな社会問題であります。しかも日産車体の閉鎖移転の時期が、来年3月となっているのに対し、島津五条工場の閉鎖は今年の5月であり、三菱重工、三菱自工の計画は今年3月から始まり、三年後には京都工場は姿を消す計画と聞いており、いずれも日産車体と同様、既に進められている計画であり、まさに急を要する問題であります。

そこで、このような大企業による異常なリストラ、解雇が進められる府下の雇用情勢、労働情勢を知事はどのように受け止めておられるのか、まずご認識をお伺い致します。

更に、このような事態にさらされている労働者の生活と権利を守るために、本府としてどのような取り組みを進めるお考えか、併せてお聞かせください。

## 企業の横暴な解雇を規制するためのルールづくりを

私ども日本共産党は異常なリストラ、解雇を押しさえ雇用を守るルールを確立することを提案し、1996年以来国会に解雇規制法の制定を提案して来ました。更に先に述べましたような今日の労働、雇用情勢にも対応出来るよう内容を充実させ、昨年11月に改めて緊急提案をしました。

時間の関係もありここで全てについて詳細に紹介は出来ませんが、この中では一方的な解雇を禁止し、希望退職、転籍などのルールを確立すること、解雇を目的としたいじめや嫌がらせを禁止し、人権侵害を厳しく取り締まること、労働基準監督署が退職強要などを日常的に監視し、取り締まるなどを骨子とする解雇規制法の制定を提案しています。また分社化などともなう雇用と労働条件のルールを作ること、年齢による雇用契約の変更や採用制限の禁止、事業所の閉鎖、移転、縮小の際の自治体との協議の仕組みを作ることなども盛り込んでいます。

いづれにしても儲けるとときには貪欲に儲け、国や自治体の税制などあらゆる優遇措置を受け、ちよつと儲けが減ると縮小だ閉鎖だと勝手放題の大企業のやり方に最低限の社会的責任を果たさせるルールが必要ではないでしょうか、これまでの知事のご見解を振り返って見ますと98年の決算特別委員会や、昨年12月議会での我が党議員の質問に答え、我が国では整理解雇の要件が判例により確立している。解雇規制はヨーロッパより厳しいとの見解を強調されました。

また、「どうせ法律を作っても、具体的な事例に当てはめるときには、必ずそこで政令を作るとか、通知をするとあって、最後は具体的な問題になってしまう、だから最後は裁判で判例に行くのが一番確実であり法律で全部規制することは出来ない」と言う学者の意見を引用され、私もそのように考えているとも述べられました。

しかし私は、知事のこのご認識は二つの点で誤りだと思います。今大企業の進めているリストラはその横暴さにおいて類いのないものであり、判例がこうであるからと斟酌して控えるというような性質のものではありません。現実には先に述べたとおり判例が守られていないのです。だからこそ異常な、横暴など言っているのです。

更に、仮に労働者が不当解雇だと裁判に訴えることが、最良の方法であるとされるなら、それはあまりにも乱暴なご意見だと考えます。

私もかつて三菱重工の職場における反共差別支配の撤回を求める裁判にかかわり支援した経験があります。労働者の正しい主張は必ず勝利します。しかし裁判に訴えてから判決に至るまでの、長期間に及ぶ精神的、経済的な労苦はその家族も含めて大変なものです。不当なリストラ解雇を押し付けられた全ての労働者に、裁判で争えば良いと言うのではあまりにも苛酷ではありませんか、私は本府が異常なリストラ解雇の横行を押さえ、府民の暮らしを守るうえで一定の役割を果たすためには、根拠となる法の制定を国に対して強く求めることが必要と考えます。今年に入り府下の雇用情勢は更に悪化しています。知事は解雇の不安にさらされる多くの労働者を前にして国に法制化を求める御積もりはないのでしょうか、お考えをお聞かせください。更に本府として自治体への事前の通報、影響の調査と協議などを義務づける新たな条例制定のお考えはないのか、此の際知事のご所見を改めて伺いたいします。

**【知事】** 府内の雇用情勢は、長引く不況のもとで企業の採用抑制、事業規模の縮小・合理化によるリストラで、離職者が生じ、有効求人倍率も0・4倍台で推移するなど依然として厳しいと認識している。府としては緊急雇用特別基金事業など、総額1800億円を超える雇用対策関連予算を編成し、今議会での審議をお願いしているところ。当面、雇用の維持安定を計るため、雇用対策法にもとづく届け出制度により解雇に関する情報を把握し、雇用調整助成金等を活用し雇用の維持がはかれるよう指導している。日産車体や信用金庫の問題のように、地域の経済や雇用に重大な影響を及ぼす恐れのある場合には、連絡会議などを開催し、関係企業へ申し入れするとともに、国にたいし各種助成措置を最大限活用できるよう働きかけている。また、府中小企業労働相談所等におき、きめ細かな労働相談

をおこなっている。

離職者の再就職への支援のため、OA講座などの短期職業訓練を大幅に拡充する。

解雇制限の法制化については、雇用対策法の仕組みや最高裁の判例、また国会での共産党の立木議員の質問とそれにたいする小渕首相の答弁を、つい3ヶ月前の12月本会議でお答えしたとおり。

## 下請企業のギリギリの実状をしっかりとつかみ、府として親身な援助を

【**荘司**】 次に、こうした大企業で直接働く労働者にかかる問題と併せて、下請け企業の対策を強めることが重要となっています。ある下請け企業の社長さんにお話しを伺ったところ「親会社の方から今後仕事は出せないと言われた、これまでから仕事は減り、下請け単価も切り下げられ、厳しい状況を強いられる中でも一生懸命協力して来た、既に従業員もまず親籍の者にやめてもらい、つづいて事情を話して勤続の浅い人にやめてもらうなど、従業員もギリギリまで減らして来たが、今度は仕事を出せないでは、下請け丸ごとの首切りですわ、これからのことを考えると頭が痛いですよ」と訴えておられました。

このような下請け企業の実体を本府として掌握されているのでしょうか、これまでに本府の下請け企業対策のとりくみとして、例えば島津、三菱、日新などの下請け企業、協力事業所が、それぞれに集まって作っている協働会などを対象に、本府との懇談の場が持たれていますが、どのような効果を上げていますか、下請け企業のおかれている具体的な状況の掌握と対策の方向が定まったのでしょうか、お尋ね致します。

かつて大企業に働いて来た者として、大企業と下請け企業の関係はそんな生易しいものではないと思います。行政の呼びかけで集まって親会社の非を告発することは自殺行為につながると言うのが下請けの皆さんの共通の思いです。言いたいことを言ったのはよいが、仕事を減らされたり、仕事を他社に回して打ち切られるなど、後の仕打ちを考えれば、何も言えない、言わないというのが実情で、これでは効果は望めません。

やはり本当に正確な状況を知るためには、私どもが繰り返し紹介していますように、例えば東京都の墨田区で取り組まれているような、行政が個々の下請け企業に足を運んで、実情をしっかりと掌握、親身になった対策を立てることが求められているのです。こういった取り組みを取り入れ、今日の状況に対応するおつもりはないのか、この際改めて知事のご所見をお伺います。

ところで、行政が知り得た大企業の動向についての情報を、出来るだけ速く下請け企業等に知らせることも重要です。私が話を伺ったいくつかの下請け企業の社長さんでも、自分たちの親会社のリストラ計画、工場の縮小、閉鎖計画などの全容を知っているという人は皆無であり、親会社から計画の詳細についての説明を受けたという人もありませんでした。親会社の先行きどうなるかを知らないままに、ある日突然親会社がなくなる、仕事がなくなるでは手の打ちようがありません。

行政として大企業のリストラ、工場の縮小、閉鎖などの計画についてはその詳細、真偽をいち早く掌握確認し下請け企業に情報を伝えるとともにその対策を援助することであり、本府として府下の大企業の動向については、どのように掌握し対策を進めておられるのか、企業名、実施時期、人員削減数などの計画内容、各社傘下の下請け企業数など、本府として掌握しているのかおたずね致します。併せて知り得た情報を関係する下請け企業に知らせる体制の有無についてもお応えください。

【**商工部長**】 下請け関連団体との懇談会や府中小企業振興公社がおこなう受注動向調査

を通じ、下請け中小業者の実態把握に努めている。3月3日に開催するビジネスパートナー交流会等の商談会の開催や下請けアドバイザーの訪問指導により、下請け中小企業のニーズに応じたきめ細かい支援等を講じる。

なお、企業からの情報については当該企業の了解なく公表することはできないが、府内主要企業との懇談会の開催など情報交換の機会を設けている。

## 中小企業への官公需発注率を引き上げ、仕事確保と不況対策を

【註司】 次に 中小企業への官公需発注を増やし中小企業の仕事確保と不況対策を進める問題についてであります。本府の官公需発注は、そのやり方如何で中小企業に仕事を保障し、京都経済を刺激する上でも一定の役割を果たすことは言を待ちません。「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」や、更に年度毎に「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定するなど、これらの法律や決定で中小企業に官公需の受注機会を出来るだけ多く与える為に、国が講ずるべき措置について定めると共に、地方公共団体に対しても国の施策に準じて、中小企業者の受注機会の確保に努めなければならないと位置付けています。

本府の中小企業向けの官公需発注率を遡って調べて見ますと、70年代から80年代は、全国平均より5～7%プラスの中小企業向けの官公需発注が確保されて来ました。

ところが91年を最後にこれが逆転し、90年代は93年の0、4ポイントプラスを例外に、全国平均より低い状態が続いています。これを70年代、80年代の水準に戻し、中小企業向けの官公需発注率80%を確保すれば、これだけでも府下の中小企業への仕事作り、景気回復への施策になると考えます。改善するためには発注件数、発注金額においてそれぞれ達成目標を定めて意識的に追求することが必要です。いずれにしても財政危機が深刻化し事業費が減額されるもとで大型公共事業は温存ということになると当然中小企業への発注比率が下がることとなります。中小企業への発注率の一層の引き上げを強く求めるものであります。

ところでここ5年間の本府の契約案件を調べて見ますと、工事金額が5億円を越える工事が70数件ありますが、そのほとんどが大手ゼネコンに出されています。これらはまこと大手にしかできない工事なのかどうか、改めて見直し今後の発注に生かすことを真剣に検討すべきであります。本府に中小企業に向けての発注率を引き上げようという意識さえあれば、改善は簡単に出来ると考えます。

中小企業の仕事確保、不況対策、府内業者の育成、中小企業向け官公需発注率の改善などの課題をどのように前進させるお考えか此の際ご所見をお聞かせください。

## 官公需適格組合の事実上の排除をあらため、積極的な活用を

次に官公需適格組合の活用にかかわっておたずねします。1965年官公需法が制定されて以来、本府でも官公需適格組合として認められた協同組合がいくつも生まれました。

近畿通産局管内の官公需適格組合名簿によれば府下には13の官公需適格組合があります。一人の業者としては資本力技術力管理態勢などで弱小であっても、組合として結束することによって、大きな事業でもこなせるところに最大のメリットがあります。現に官公需適格組合は、施工体制、監理、監督、指導などの技術的体制、更に契約に対する保障能力などに、十分責任を持てる組合として通産省が証明するなど、政府もこれを推進する立場をとって来ました。

先日これらの組合に、ここ数年間で京都府の仕事を受けたことがあるか、どういう仕事

を受注したか。府の発注に関する情報提供を受けているか、入札の機会は与えられているかなどについておたずねしました。ところが驚いたことに、ここ数年来府の仕事を手掛けたことはないとか、府の仕事はまったくない、案内さえもないとか、。一年に1～2回案内があるかどうか、案内があっても書類ばかりやかましく言って発注されることはないとか、入札の機会すら与えられていないなど、本府の対応のひどさに、たずねるのが恥ずかしいという状況でした。

国は毎年の閣議決定で官公需適確組合等の活用について記し、随意契約制度の活用等により、受注機会の増大を図ること、官公需適確組合制度については各省庁が、発注機関に一層の周知徹底に努めることとし、地方公共団体にも国に準じた活用を求めています。

ところが実際には国の方針にも反して、先述べたような状況があり、さらに個々の業者と重なるから、官公需適格組合には仕事を出不いなどと、ランクの違う業者と組合を並べて、頭からこれを排除するような、土木建築部理事者の発言も明らかになっており、国の方針の受け止め方が、各部局間で大きく異なっていると思われます。私は中小企業、業者の集合体である、これらの協同組合に仕事を発注することは、それ自体が中小企業の仕事確保にもつながることであり、今日の状況から見ても時宜に適した方策のひとつではないかと考えます。

そこでこの際、各部局の官公需発注に際しての、官公需適格組合の扱いについて、さらに毎年、閣議決定されている国の方針との整合性をどのように考えておられるのか、官公需適格組合についての本府の方針をお示しください。

**【商工部長】** 官公需発注については、部長会議などで分離・分割発注の促進、共同企業体方式や官公需適格組合の活用など、中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨をふまえながら、中小企業への発注に最大限努力する方針を徹底しているところ。

また、さる2月17日に開催された緊急不況雇用対策本部の会議においても、本部長である副知事から改めて現在の厳しい不況・雇用情勢をふまえ、地元発注をさらにすすめるための具体的な方策について、早急に検討するようにとの指示がおこなわれている。

## ● 他会派の一般質問と答弁の概要をご紹介します

### 角替豊（公明党、南区）2000、2、28

#### 痴呆性老人介護について

**【角替】** 地方の実態把握と要介護認定は困難。痴呆性老人の実態に即した介護認定の保障への府の取り組みは。

グループホームのケアの特性を踏まえた、介護報酬の正当な認定が必要ではないか。在宅サービスに位置づけられているのだから、要支援者も利用できるようにすべきではないか。

グループホームを小規模法人でも運営主体になれるよう、「民家改造型」の建設促進が有効だが、国の助成少ない。グループホーム整備に対する助成制度を、介護者激励金に代わって創設を求める。

**【知事】** 三月中に策定予定の京都府介護保険事業支援計画の中で約450人分の整備を見込んでおり、市町村と協力し既存住宅の改修や特養ホームの併設も含め計画的整備の促

進を図る。単独型の整備への国庫助成について強く働きかけている。

介護保険制度の実施状況や国の施策の動向も踏まえ市町村の意見も聞き、指摘も踏まえ適切な対応をする。

**【保健福祉部長】** 要介護認定は全国一律の公平公正な認定が重要。府としては、29項目に及ぶ痴呆に関連した事項についての的確に把握するよう指導している。

日常の状態について介護に携わるものから聞き特記事項としてもれなく記載するよう徹底している。かかりつけ医の意見書作成についても、問題行動の記載について医師会と連携し周知を図っている。

要支援者も、グループホームを利用できるよう国に働きかける。

## 読書教育について

**【角替】** 活字離れの原因は何か。これまでの読書指導の取り組み状況及び今後の推進方策はどうか。教育環境の整備には家庭、学校、地域のあり方が重要だが、「読書文化再興の年」と位置づけるくらいの意気込み必要ではないか。家庭や親を視野に入れた読書運動、読書指導の展開が必要ではないか。

**【教育長】** 一概に言えないが、生活環境の変化に加え、本が知識や経験を得る様々なメディアの一つとなっていることが、原因の一つと考えられる。

多くの小中学校では、書物に親しむ指導の充実に努めている。平成12年度から学校教育指導の重点に読書の活動の充実に図ることについて改めて明記した。家庭での読書習慣づけの支援のため市町村と連携しすすめる。

## 豊かな山づくりについて

**【角替】** 「豊かな海づくり大会」は「豊かな山づくり」とのメッセージが伝わる大会として、どう取り組むか。都市部住民の参加啓発につなげる取り組みもすべきではないか。

**【農林水産部長】** 海づくり大会を通じ、豊かな山が豊かな海を育むことへの理解を広めて行きたい。

## 政教分離、信教の自由に関連し反共攻撃

**【角替】** 共産党の政教分離の原則と信教の自由の主張は、著しい誤認と悪意に基く発言。看過できない。国その他の公の機関が、国権行使の場面において宗教に介入し、または、関与することを排除することを国家に対して求めているのが、憲法に定める政教分離原則。信仰者や宗教団体の政治活動や選挙活動を国が禁止していると吹聴するのは、著しい錯誤、暴挙、悪質な党派的謀略。

20条第1項後段の、「いかなる宗教団体も国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない」規定は、宗教団体が、統治権力の一部を授けられ行使することの禁止で、政治活動や選挙活動は禁止対象ではない。

内閣法制局長官も、表現の自由の問題としても、「宗教団体が政治的活動をするということは尊重されるべきである」と答弁している。

私自身、宗教的情熱を注いで政治活動に携わっている信仰者。基本的人権をかえりみず、党派的利益と野望を最優先する集団を、憲法の名で断罪する。